

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、介護保険関係事務に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法及び条例等に基づき、以下の事務を行う。 1. 被保険者の資格管理事務 2. 介護保険料の賦課・徴収事務 3. 要介護(要支援)認定事務 4. 保険受給給付管理事務 5. 保険者事務共同処理業務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 介護認定システム 3. 個人住民税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 伝送通信ソフト 9. サービス検索・電子申請機能 10. 住登外者宛名番号管理機能システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表 131、132の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 福祉部高齢者福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6521
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の照会の際、当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等を複数人による事前チェックを行った上で登録している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [9) 従業員に対する教育・啓発] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	事務従事者での複数人によるチェック、ガイドラインに従ったマニュアル等の指導教育を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一の68項及び別表第一	・別表第一の68項及び別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	様式変更に合わせて追記したものの。
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、117項	・別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117項	事後	様式変更に合わせて削除したものの。
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢者支援課長 熊谷 多美子	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市役所 健康福祉部高齢者支援課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市役所 健康福祉部高齢者支援課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6521	事後	直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したものの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したものの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年12月11日	表紙「個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言」	滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滝沢市は、介護保険関係事務に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	再評価実施に合わせて修正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月11日	法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の68項及び別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	再評価実施に合わせて修正したものの。
令和2年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) [別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(93、94の項)	事後	再評価実施に合わせて修正したものの。
令和2年12月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市役所 健康福祉部高齢者支援課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 健康福祉部高齢者支援課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6521	事後	再評価実施に合わせて修正したものの。
令和2年12月11日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施により再度実施したものの
令和2年12月11日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和1年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施により再度実施したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117の項)</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(93, 94の項)</p>	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117の項) [別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(93, 94の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) [情報提供を行う事務の主務省令における根拠規定] 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、10条、19条、22条の2、24条の2、25条、30条、31条の2、32条、43条、44条、47条、55条、59条の2の3 [情報照会を行う事務の主務省令における根拠規定] 第46条、47条</p>	事前	番号法の一部改正に伴う修正
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しにより実施したものの。
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しにより実施したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(記載なし)	※マイナポータルぴったりサービスに登録された介護関係手続について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※マイナポータルぴったりサービスに登録された介護関係手続について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。	事前	ぴったりサービスによる電子申請の実施に係る追記。
令和5年2月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(記載なし)	9. サービス検索・電子申請機能	事前	ぴったりサービスによる電子申請の実施に係る追記。
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	評価書の見直しにより実施したものの。
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和3年4月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	評価書の見直しにより実施したものの。
令和7年3月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 介護認定システム 3. 個人住民税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 伝送通信ソフト 9. サービス検索・電子申請機能	1. 介護保険システム 2. 介護認定システム 3. 個人住民税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 伝送通信ソフト 9. サービス検索・電子申請機能 10. 住登外者宛名番号管理機能システム	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部高齢者支援課	福祉部高齢者福祉課	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市 健康福祉部高齢者支援課 岩手県滝沢市中鶉飼55番地 019-656-6521	滝沢市 福祉部高齢者福祉課 岩手県滝沢市中鶉飼55番地 019-656-6521	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表100の項	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117の項) [別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(93, 94の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) [情報提供を行う事務の主務省令における根拠規定] 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、10条、19条、22条の2、24条の2、25条、30条、31条の2、32条、43条、44条、47条、55条、59条の2の3 [情報照会を行う事務の主務省令における根拠規定] 第46条、47条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表 131、132の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 81, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事前	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	<ul style="list-style-type: none"> ・十分である 特定個人情報の照会の際、当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等を複数人による事前チェックを行った上で登録している。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対する教育・啓発 ・十分である 事務従事者での複数人によるチェック、ガイドラインに従ったマニュアル等の指導教育を行っている。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正